様式第１号別紙１（第７関係）

北上市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

　北上市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付を申請するに当たり、次の条件を遵守することを誓約します。

１　申請日から５年以上継続して、北上市に居住する意思があること。

２　一般の就職の場合は、３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。

３　一般の就職、専門人材、遠恋複業以外の関係人口による就業又は起業である場合は、５年以上継続して就業又は起業する意思があること。

４　テレワークの場合は、所属企業等からの命令ではなく、自己の意思による移住であること。

５　関係人口の場合は、第４別表に規定する遠恋複業による関係人口又は遠恋複業以外の関係人口であること。

６　北上市移住支援金の交付に関すること及びいわて暮らし応援事業に関することについて、報告及び立入調査を北上市及び岩手県から求められた場合には、これに応じること。

７　以下の場合には、北上市移住支援金交付要綱第12に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還すること。

(1)　全額の返還

ア　虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に北上市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす企業等を退職した場合

エ　起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還

　　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に北上市から転出した場合

　年　月　日

申請者　氏名

住所